

## 市町村による特典

運転免許を返納された方へ特典を行っている市町村を紹介します。  
詳細につきましては、各市町村に直接お問い合わせください。

市町村名	サポート内容等		お問合せ先
八代市	内容	八代市内で運行している「乗合タクシー」の運賃半額割引	企画政策課 0965-33-4104
人吉市	内容	人吉市予約型乗合タクシー料金半額（65歳以上）	復興支援課 交通政策係 0966-22-2111 (内線 3112・3111)
荒尾市	内容	福祉特別乗車証 荒尾市乗合バス 荒尾市に住民票がある70歳以上の方。 荒尾市内を運行する産交バスを利用した場合、 荒尾市内全域1回100円で乗車。 ※免許返納者限定ではありません。	福祉課総務係 0968-63-1406
水俣市	内容	コミュニティバスまたは乗合タクシーまたはタクシーのいずれかの回数券 1回限り、7,500円相当分 ※返納者が選択出来る。	地域振興課 地域振興係 0966-61-1607

市町村名	サポート内容等	お問合せ先
<p><b>玉名市</b></p>	<p>内容</p> <p>バスICカード、乗合タクシー回数券または タクシー回数券 1人1回限り（(1)～(4)のいずれか） (1) 3,000円分（保証料500円を含む）の バスICカード (2) 200円分の乗合タクシー回数券15枚 (3) 300円分の乗合タクシー回数券10枚 (4) 500円分のタクシー回数券6枚 ※利用できるタクシー会社は、玉名市役所にお 問い合わせください。</p>	<p>防災安全課 0968-75-1130</p>
<p><b>菊池市</b></p>	<p>内容</p> <p>市内共通商品券「めぐるん券」（1,000円相 当）もしくは「ベンリカー/あいのりタクシー共 通乗車チケット」（1,000円相当）の交付 ※ 菊池市内に在住の方 ※ 自主返納日から1年間以内の申請が必要 （返納日に満65歳以上の方） ※ 自動車運転免許証の一部返納は対象外 ※ 交付は、1人1枚限り。</p>	<p>防災交通課 0968-25-7203</p>

市町村名	サポート内容等	お問合せ先
宇土市	<p>『電動アシスト付自転車の購入費の一部助成』</p> <p>65歳以上の人で、次の全てに該当する人に費用の一部を助成します。</p> <p>①市税等の滞納がない人。                  ②この事業の助成を受けていない世帯の人。                  ③宇土市内の販売店で購入した人。                  ④年に3回開催する自転車安全利用講習会を受講する人。</p> <p>●助成件数：1回の講習で10件程度(先着順)                  ●助成額：購入費の3分の1(上限2万円)                  ※免許返納日から申請日まで1年を経過していない人は上限4万円。</p>	<p>高齢者支援課                  0964-22-1111                  (内線 416)</p>
	<p>『コミュニティバス(行長しゃん号)の割引』</p> <p>65歳以上の人で運転免許を自主返納された方が、「免許返納者割引乗車証」を発行された場合、運賃が半額(150円→80円)になります。</p> <p>「免許返納者割引乗車証」の発行手続き                  桜町バスターミナル、産交バス松橋営業所などで発行します。</p> <p>以下の2点をご用意ください。</p> <p>(1) 以記のいずれか1つ。</p> <p>①申請書による運転免許の取り消し通知書※1                  ②運転経歴証明書※1                  ③マイナンバーカードと運転経歴証明書交付シール※1</p> <p>(2) 顔写真(縦3cm×横2.5cm)                  6か月以内に撮影したもの</p> <p>※1交付については警察署、免許センターまでお問い合わせください。</p> <p>※有効期限は発行日を含め2年間です。</p>	<p>企画政策係                  0964-22-1111                  (内線 804)</p>

市町村名	サポート内容等		お問合せ先
上天草市	内容	<p>『上天草市バス利用促進事業』 平成31年4月1日以降の運転免許証 自主返納者へくまモンのICカード (2,000円分：うち500円は保証料) 交付 (免許取り消しの日から起算して6ヵ月以内)</p>	<p>企画政策課 0964-26-5511</p>
宇城市	内容	<p>『免許返納者公共交通利用促進キャンペーン』 バス会社の窓口で「免許返納者割引乗車証」の 交付・更新時に宇城市に住所を有する方へ「く まモンのICカード」(1,500円分使用可能) を進呈。 ※この制度による「くまモンのIC カード」の進呈は1人1回限り。</p>	<p>企画課 0964-32-1111</p>
天草市	内容	<p>『運転免許証自主返納者支援事業』 天草市に住所を有し、運転免許証を自主返納さ れた方に対して、運転経歴証明書の発行手数料 (1,100円)を助成。 ※天草地区交通安全協会又は牛深地区交通安全 協会の窓口にて、自主返納し、運転経歴証明書 の発行を受けること。</p>	<p>まちづくり支援課 市民安全係 0969-32-6661</p>
	内容	<p>70歳以上の高齢者が、市が指定するタクシーを 利用した場合（自宅から1Km以上の距離が対 象）に、その基本料金を助成。路線バスの運行 がない指定区域では、福祉バスを運行。（河浦地 区のみ）。 ※免許返納者限定ではありません。</p>	<p>高齢者支援課 0969-24-8864</p>

市町村名	サポート内容等		お問合せ先
合志市	内容	『合志市高齢者運転免許証自主返納支援事業』 合志市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上で、平成31年4月1日以降に自主返納し、運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書の交付を受けた方かつ市税の滞納がない方。 コミュニティバス回数券(自主返納者無料乗車券10枚綴り10セット)を1回限り交付。	安全安心課 096-248-1555
美里町	内容	『運転免許証自主返納者対策事業』 平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納した方 美里バスで利用可能な専用回数券を交付 200円10枚綴りを1冊とし、免許証自主返納者1人に対し、5冊(1万円相当)を1回限り交付	企画情報課 (砥用庁舎) 0964-47-1111
南関町	内容	南関町予約型乗合タクシー無料乗車券交付 (自主返納日から6か月間有効)	まちづくり課 0968-57-8501
長洲町	内容	長洲町予約型乗合タクシー(愛称:きんぎょタクシー)の無料乗車券交付 (自主返納日から1年間有効)	まちづくり課 企画調整係 0968-78-3239
和水町	内容	和水町予約型乗合タクシー(あいのりくん)の利用料金を自主返納日から1年間無料とする。	まちづくり課 企画振興課 0968-86-5721

<p><b>菊陽町</b></p>	<p>内容</p> <p>『高齢者運転免許証自主返納支援事業』 65歳以上で、平成31年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方。町税の滞納がない方。運転経歴証明書の交付に係る申請手数料に対する補助金を交付。(補助金の額は1,100円) タクシー利用券30,000円分を1回限り交付。 (県内のほとんどのタクシー事業所で利用可。本人の利用に限る。)</p>	<p>危機管理防災課 消防交通係 096-232-2110</p>
<p>市町村名</p>	<p>サポート内容等</p>	<p>お問合せ先</p>
<p><b>南小国町</b></p>	<p>内容</p> <p>『南小国町タクシー利用助成事業』 個人負担500円でタクシー1回の利用可(年間最大50回まで) ※免許返納者限定ではありません。</p>	<p>まちづくり課 0967-42-1171</p>
<p><b>高森町</b></p>	<p>内容</p> <p>『シニアカー貸出事業』 70歳以上の高森町民で、自動車等の運転免許証を返納した方。町税等の滞納がない方。 利用料：月額2,000円(傷害保険は町が加入。) 受付開始日：令和3年1月4日(月)～ 貸出開始日：令和3年2月1日(月)～ ※利用者向けの交通安全講習等も行います。</p>	<p>住民福祉課 0967-62-2911</p>
<p><b>西原村</b></p>	<p>内容</p> <p>『西原村福祉タクシー料金助成事業』 75歳以上で車の運転をされない(できない)方、障害手帳、療育手帳をお持ちの方に1枚500円のタクシー券、年間60枚交付。 【免許証を返納された方は1回に限り、20枚追加交付いたします。】</p>	<p>住民福祉課 096-279-3113</p>

<b>嘉島町</b>	内 容	『嘉島町高齢者バス・タクシー優待乗車証交付事業』 満80歳以上の運転免許証を有していない方 に、優待カード（かしまカード）及び、熊本バ ス株式会社が運行する路線バス、熊本市タクシ ー商事株式会社に加盟する タクシー会社のタク シーで使用できる1万円分の乗車券を配布。 ※免許返納者限定ではありません。	福祉課福祉係 096-237-2576
------------	--------	--	------------------------

市町村名	サポート内容等	お問合せ先
益城町	<p>『益城町高齢者・障害者タクシー券交付事業』</p> <p>●対象者 自動車やバイクを運転していない方で、下記のいずれかに該当する方</p> <p>①75歳以上の高齢者</p> <p>②65歳以上74歳以下で、運転免許証を自主返納した方</p> <p>③身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級・2級のいずれかを持っている方(18歳未満の場合は、保護者が自動車を運転していない方)</p> <p>●交付内容 4,000円分のタクシー券を交付(契約タクシー業者のみ有効)。</p>	<p>福祉課地域福祉係 096-234-6113</p> <p>福祉課障がい支援係 096-286-3115</p>
山都町	<p>『山都町高齢者運転免許証自主返納支援事業』</p> <p>70歳以上の山都町民で、平成31年4月1日以降に有効期間内の運転免許証を自主返納された方。</p> <p>※次のいずれか1点を1人につき1回限り交付。</p> <p>(1)山都ふれあいバスの1年間無料乗車券</p> <p>(2)山都町内のタクシー事業者で利用できるタクシー利用券(24,000円分)</p>	<p>企画政策課 0967-72-1214</p>
氷川町	<p>『氷川町高齢者等福祉タクシー料金助成事業』</p> <p>氷川町に居住の方で、町税の滞納がなく、運転免許を持たない75歳以上のみで構成され、前年度の市町村民税が、非課税世帯の方。</p> <p>助成額は、年12,000円(500円券24枚)</p> <p>※免許返納者限定ではありません。</p>	<p>福祉課福祉係 0965-52-5852</p>



市町村名	サポート内容等		お問合せ先
津奈木町	内容	<p>『運転免許証自主返納者支援事業』</p> <p>運転免許証を自主返納した方（警察署等で免許返納手続き後1年以内、申請は1人1回限り）つなぎタクシーの回数券交付（町内行き、水俣市の特定施設行きの回数券11枚綴りを1セットずつ（8,800円分））</p>	<p>政策企画課</p> <p>0966-78-3114</p>
錦町	内容	<p>町が実施している乗合タクシーの運賃を割引（200円→150円）</p>	<p>総務課</p> <p>0966-38-1111</p>
多良木町	内容	<p>『多良木町高齢者等運転免許証自主返納支援事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多良木町予約制乗合タクシー乗車無料回数券(24回分)の交付</li> <li>・多良木町商工会商品券(1,000円分)の交付。(ただし、「運転経歴証明書」を発行された方に限ります。)</li> </ul> <p>※運転免許証を自主返納した日から引き続き多良木町に住所を有している方で、運転免許証を自主返納した時点で満70歳以上の方又は疾病等で運転免許証を自主返納された方が対象</p> <p>※運転免許証を自主返納した日から1年以内に申請してください。</p>	<p>企画観光課</p> <p>0966-42-1257</p>

市町村名	サポート内容等		お問合せ先
湯前町	内容	<p>『湯前町高齢者等移動支援助成事業』  65歳以上で、運転免許証を保有していない方、又は障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方</p> <p>①タクシー助成券2冊(500円×48枚)  ②タクシー助成券1冊(500円×24枚)および産交バス乗車助成金 上限8,000円  ③産交バス乗車助成金 上限8,000円</p> <p>①～③のいずれかで選べます。  ※免許返納者限定ではありません。</p>	保健福祉課 0966-43-4112
水上村	内容	<p>『水上村高齢者タクシー利用助成事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上村に住民票があり、生活保護受給者及び村税滞納者(世帯)ではない、70歳以上の高齢者又は障害者手帳等を保有している人が対象。</li> <li>・利用者負担額1,000円、補助額5,000円の計6,000円まで乗車可能※利用額が6,000円を超えた場合は、超えた料金額は自己負担。</li> <li>・助成利用範囲は、上球磨(水上村、湯前町、多良木町、あさぎり町)※利用条件あり。</li> <li>・券は1人1回発行の60枚綴り</li> </ul>	総務課 0966-44-0311
山江村	内容	まるおか号運賃助成(65歳以上) 乗合バス「まるおか号」の運賃半額	総務課 0966-23-3111

市町村名	サポート内容等	お問合せ先
苓北町	<p>『在宅高齢者等移送サービス事業』 公共交通機関や自家用車の利用ができない高齢者等に対し、医療機関の受診や生活の質を保持するための外出を支援することを目的として、タクシー利用に対する補助を実施。65歳以上の高齢者で、バス停留所から概ね1Km以上離れた区域に居住する方。タクシー乗車1回につき乗車料金の半額（100円未満の端数切捨）、1,500円を限度に支給。1ヶ月4枚、年間48枚支給。 ※免許返納者限定ではありません。</p>	福祉保健課 0969-35-1111